

入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。
必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

ア 現金

イ 小切手

入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（別紙のとおり）が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可。

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額×110分の100の金額の100分の5以上が必要です。

(例) 入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{入札者が見積もる入札金額} : 1,000,000\text{円} \times 110 / 100 = 1,100,000\text{円} \\ \text{入札保証金の額} : 1,100,000\text{円} \times 5 / 100 = 55,000\text{円} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

ア 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

(ア) 代表者本人が入札に参加した場合は、代表者印

(イ) 代理人が入札に参加した場合は、委任状に押印している印（代表者印は不要）

イ 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

ウ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

エ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

イ 過去2年間において、国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札（契約）保証金が免除される場合があります。

2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1(4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社 愛媛銀行
指定代理金融機関	株式会社 伊予銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社 みずほ銀行
	株式会社 三井住友銀行
	株式会社 中国銀行
	株式会社 広島銀行
	株式会社 山口銀行
	株式会社 阿波銀行
	株式会社 百十四銀行
	株式会社 四国銀行
	株式会社 徳島大正銀行
	株式会社 香川銀行
	株式会社 高知銀行
	観音寺信用金庫

(注) 伊予銀行、愛媛銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。